

令和3年度 人事院調達改善計画 自己評価結果
(評価対象期間: 令和3年4月1日～令和4年3月31日)

調達改善計画で定めた取組	新規	実施した取組内容	取組の効果	目標達成状況	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
(1) 電子調達システムの活用及び積極的な情報発信による参入業者の拡大						
<p>一般競争入札案件については、原則として電子調達システムを利用して入札を実施するとともに、同システムやホームページを活用することにより、人事院の実施する調達に関する情報をより多くの潜在的な応札者(応募者)に的確に届け、参入業者の拡大を図る。</p>		<p>一般競争入札については、原則電子調達システムを利用した入札を実施した。また、年度当初の調達計画の公表(HP掲載)、電子調達システムの活用、任意登録事業者へのメールでの調達案内等を積極的に行った。</p>	<p>電子調達システムにより全ての案件について入札公告を行ったが、入札59件への応札者168者は、昨年の入札61件への195応札者には及ばなかった。なお、印刷については、入札1件当たりの応札者数は増える傾向にある。(参考:印刷) 元年度:11件28者応札、2年度:11件71者応札、3年度:5件48者応札</p>	△	<p>電子調達システムを利用することにより新規参入事業者が増える可能性はあるもの、実際には、参考入手のみで調達に参加しない事業者も多く見受けられ、必ずしも競争性の拡大に繋がっていない。</p>	<p>引き続き電子調達システム及びホームページを活用し、情報を広く発信することで潜在的な応札者に情報を届けることにより、調達の競争性・公平性等の向上を図っていきたい。</p>
(2) オープンカウンター方式による調達の実施						
<p>少額随意契約案件については、ホームページ等を積極的に活用したオープンカウンター方式による調達を実施することで、情報を広く発信し、中小企業からの調達機会の拡大、調達の競争性・公平性等の向上を図ることを目指す。</p>		<p>少額随意契約案件のオープンカウンター方式による調達の実施にまでは至らなかった。</p>	<p>(少額随意契約案件のオープンカウンター方式による調達の実施にまでは至らなかった。)</p>	×	<p>この2年間は、これまでに無い新型コロナウイルス感染防止関連の調達も加わって調達件数が増加傾向にあり、少額随意契約案件のオープンカウンター方式を実施するには至らなかった。</p>	<p>引き続き調達情報をメールでその都度配信するとともに、まずは試行的にオープンカウンター方式を実施し、潜在的な応札者に、よりの確に情報が届くよう取組を進める。</p>
(3) 情報システムに係る調達に際して、仕様の必要性・妥当性をチェックする。						
<p>情報システムの調達に際しては、府省内全体管理組織(PMO)及びプロジェクト推進組織(PJMO)主導のもと、令和2年1月に作成したIT関連調達仕様書作成要領を活用しつつ、システム構築や改修の企画段階から仕様の内容や構成の必要性・妥当性をチェックすることにより、適正な調達を実施する。</p>		<p>情報システムの調達に際しては、調達原課において、IT関連調達仕様書作成要領を活用して仕様書の作成を行うとともに、仕様書作成の段階からPMOに仕様の内容、必要性・妥当性について助言・指導を求め、仕様書を適正なものに修正し、適正な調達の実施に努めた。</p>	<p>IT関連調達仕様書作成要領を活用した仕様書の作成により仕様書の不備等が減り、PMOによるチェックが効率的なものとなった。</p>	○	<p>仕様書作成要領により仕様書の雛形ができたが、仕様書を作成する際に、雛形に頼り過ぎてしまい、実際の業務の内容を十分考慮できていない場合もあり、依然としてPMOによる指導が必要となっている。</p>	<p>引き続き府省内全体管理組織(PMO)及びプロジェクト推進組織(PJMO)主導のもと、システム構築や改修の企画段階から仕様書の内容や構成の必要性・妥当性、業務内容との整合性などについてチェックを行う。</p>
(4) 引き続き「1者応札(応募)」解消に向けた取組を推進する。						
<p>1者応札の要因になりかねない事項の事前チェックを徹底するとともに、調達情報の積極的な発信を行い新規業者の参加を促す。また、1者応札(応募)となった事案に対しては、丁寧に実情の把握を行って、分析・打開策の考察を行いつつ、1者応札の要因となっている課題について、実施可能な改善策を実行に移し、1者応札の解消に努める。</p>		<p>1者応札の解消に向け、積極的な調達情報の発信とともに、辞退業者からの聞き取り等原因把握を行った。</p>	<p>電子入札の導入に伴い、昨年の1者応札率は減少したものの、今年は4件・4%増加した。(元年度:32件,36.6%、2年度:22件,25.9%、3年度:26件,29.9%)</p>	×	<p>1者応札率は減少傾向にはあるものの、情報システムに係る調達案件で1者応札が多く見られ、調達情報入手の段階から1者しか関心を示さなかったり、複数から関心を示されても社内人員不足等を理由に辞退され、1者応札となってしまう。</p>	<p>調達情報を広く発信することで、当院の業務に関心を示していなかった事業者の参加を促すとともに、引き続き、辞退理由の把握、分析、打開策の考察を行い、実施可能な改善策を実行に移す。</p>
(5) 調達の公正性・透明性を高める観点から、競争的手続をさらに拡大する。						
<p>競争性のない随意契約について、可能な限り一般競争契約等による調達の可能性を追求する。例えば、調達案件の内容に応じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種の少額調達案件を一括して入札にかけることにより、また、他機関の行う共同調達の機会を最大限に活用することにより、手続の競争性を高めることと併せて、調達経費を削減する。 ・入札における「競争参加資格(全省庁統一資格)」(「A等級」から「D等級」までの格付け)の設定に当たって、調達内容に応じた企業規模を勘案しつつ、許容される限り範囲を幅広く設定して、より多くの業者の参加を促すことにより競争性の確保を図る。(併せて、中小企業の受注機会の拡大に資するようにする。) <p>なお、随意契約によらざるを得ないと判断される調達については、引き続き、当該判断の妥当性や合理的な理由の有無について随意契約審査委員会の審査手続を経ることによって、公正・適正な随意契約の締結を確保する。</p>		<p>入札公告等入札関係資料作成の際の競争参加資格(等級)の設定に当たっては、引き続き、業務内容に鑑み支障がないか調達原課とも相談の上、原則として当該案件の調達規模見合いの等級の上下2段階まで幅広く資格を認めている。その際、調達のミスマッチを防ぐため、新規参入業者に対しては丁寧に説明を行った。</p>	<p>左記の取組により中小企業の参加機会が広がっているものと考えられる。また、調達のミスマッチもなかった。</p>	○	-	<p>引き続き、入札における競争参加資格の設定について、幅広い設定を行うことにより調達機会の拡大を図っていくこととする。</p>
		<p>書籍の購入について、前年度分割して調達したのについてまとめて同時期の調達を検討するとともに、他機関の調達分とも併せ、共同調達を実施した。</p>	-	△	<p>共同調達を行うことで、応札者数の増加、経費削減を期待したが、結果は1者応札となり、機関数が増えることによる納品の煩雑さもあり、経費削減には至らなかった。</p>	<p>引き続き競争性を高めることにより調達経費の削減に努める。また、随意契約締結によらざるを得ないと判断される調達については、公正性・適正性を確保した契約を締結する。</p>
(6) 障害者就労施設からの調達を推進する。						
<p>障害者就労施設からの調達が可能なる案件を他府省の調達情報や取扱い業務の情報をもとに検証し、手続的に適正な競争性は確保した上で、積極的な見積依頼等の働きかけを行い、これら施設からの調達の一層の拡大に努める。</p>		<p>調達実績の拡大を目指し、調達内容、調達数量を考慮しながら、障害者就労施設に対し積極的に情報提供や見積依頼等を行った。</p>	<p>障害者就労施設に対し積極的に見積依頼を行い、公正な競争性を確保した上で調達を行った結果、調達金額は前年と比べて減少したものの、調達件数は前年を上回った。(元年度:48件約600万円、2年度:93件約1,300万円、3年度:114件約800万円)</p>	○	<p>調達機会の拡大を図るため積極的に見積依頼等の働きかけを行っているものの、障害者就労施設は受注できる業務に限られており、また、価格差もあり、調達に結びつけることが難しい案件も見受けられた。</p>	<p>調達機会を増やすことが難しい反面、障害者就労施設からの働きかけの機会も増えており、情報提供、参加意欲を継続して実施することで調達の拡大に努める。</p>